物品壳買契約書(案)

公益財団法人岩手県	具下水道公社(以下「ㅌ	月」という。) と	<u> </u>	(以下
「乙」という。)とは、	物品の売買について、	次のとおり契約	」を締結する。	

- 第1 甲が乙から購入する物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。
 - (1) 品 名 サーバー用コンピュータ
 - (2) 規格 仕様書のとおり
 - (3) 数 量 一式
- 第2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。なお、第1号の「消費税額」は、 取引に係る消費税及び地方消費税の額である。
 - (1) 契約金額 金

円(うち消費税額

円)

(2) 契約保証金 金

円

- 第3 物品の受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。
 - (1) 場 所 公益財団法人岩手県下水道公社

(岩手県盛岡市東見前3地割10番地2)

- 第4 乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、通知を受けた日から 起算して10日以内に、物品検収員をして、乙又は乙の指定する者の立会いの上、当該 物品が契約の内容に適合するかどうかを検収するものとする。
- 2 乙又は乙の指定する者が、前項の検収に立会いできないときは、代理人を立会いさ せるものとする。
- 3 物品の所有権は、第1項の検収に合格したときに乙から甲に移転するものとする。
- 4 第1項の規定による検収のために必要な費用及び前項の規定により所有権が移転する前に物品に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、当該損害について、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該損害は、甲の負担とする。
- 第5 乙は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入 するものとする。この場合における検収は、第4に定めるところによる。
- 第6 甲は、物品の納入が完了した後において、乙から適法な支払請求書を受理したと きは、その日から起算して30日以内に代価を支払うものとする。
- 第7 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、 乙に対して支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年 2.5 パーセントの割合で計 算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- 第8 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入しない場合は、 違約金として、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既納部分相当額を控除し た額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなけれ ばならない。

- 第9 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
- 第10 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。 ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会 通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 乙が、納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙が、正当な理由なく、第9第1項の履行の追完を行わないとき。
 - (3) 乙が、契約の履行について不正の行為をしたとき。
 - (4) その他乙又はその代理人が、この契約に違反したとき。
- 第11 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
 - (2) 乙が、契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙が、債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶 する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達 成することができないとき。
 - (4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間 内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が 履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が第 10 の規定による催告しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、 直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると 認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するな どしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 第12 第10 又は第11 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約 保証金は、甲に帰属するものとする。
- 第12 第10 又は第11 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。
- 第13 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。
- 第 14 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。ただし、信用保証協会法(昭和 28 年法律第 196 号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。
- 第 15 乙が、契約不適合の物品を納入した場合において、甲がその不適合を知ったときから 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として、履行の追完の請求、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙が納入のときにその不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 第 16 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 第17 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたとき は、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県盛岡市東見前3地割10番地2 公益財団法人岩手県下水道公社 理事長 菅原 常彦 印

Z

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行(以下単に「業務」という。)の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は 不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、 同様とする。

(個人情報管理責任者等)

- 第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。
- 3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項(以下「特記事項」という。)に定める事項 を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。
- 4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

- 第4 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。 (個人情報の持出しの禁止)
- 第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出しては ならない。

(保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令(条例を含む。)の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外 のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

- 第9 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び 研修を実施しなければならない。
 - (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項(資料の返還等)
- 第10 乙は、業務を処理するために、(※①甲から引き渡された、又は乙自らが取得し、若しくは作成した②甲から引き渡された③乙自ら取得し、又は作成した)個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①甲に返還し、又は引き渡す②甲に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第 11 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等について、 甲の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

- 第13 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾 した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委 託する場合も同様とする。
- 2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、 甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手続及び方法について具体的に定めなければならない。
- 5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

- 第15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。 (事故発生時の対応)
- 第16 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る 帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故 の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関 する情報を公表することができる。